

# 平成23年度冬期労働災害防止運動実施要綱

青森労働局

## 1 趣 旨

積雪寒冷地である本県は、冬期における降雪、低温、強い季節風などの冬期特有の気象条件の影響を受けるため、積雪・凍結・寒冷による転倒、墜落災害及び車両等のスリップ事故等の労働災害（以下「冬期労働災害」という。）が多発している。

当局管内の平成22年度冬期（平成22年11月～平成23年3月）における冬期労働災害の死傷者数（休業4日以上）は、前年度同期と比べて5人減（2.9パーセント減）の169人となったものの、依然として冬期の労働災害全体の約3分の1を占めている。

これらの冬期労働災害を防止するためには、職場における安全に対する意識や取組みを再度確認し、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）とその結果に基づきリスク低減措置を実施するほか、冬期労働災害の特徴を熟知して予め適切な対策を講ずることが必要である。

このため、当局では、労働災害防止団体や事業者団体と連携し、事業場における自主的な安全衛生管理活動の一層の推進を図り、更なる冬期労働災害の防止を目指して、昨年度に引き続き「冬期労働災害防止運動」を展開する。

## 2 実施期間

平成23年11月1日から平成24年3月31日までの5か月間とする。

## 3 主 唱 者

青森労働局、各労働基準監督署

## 4 主唱者の実施事項

- (1) 冬期労働災害の防止に関する安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 関係行政機関、各種団体等に対して協力要請を行う。
- (3) 労働災害防止団体・事業者団体の実施事項について指導援助する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) 広く県民に本運動の周知を行う。

## 5 実 施 者

各事業場とする。

なお、労働災害防止団体、事業者団体においては、これら事業場における活動を支援するものとする。

## 6 実施者の実施事項

- (1) 事業場

ア 安全衛生活動の活性化

- ① 労使による自主的な安全衛生活動の推進
- ② 危険性又は有害性の調査（リスクアセスメント）等の実施

イ 積雪・凍結による転倒、墜落災害の防止

ウ 交通労働災害の防止（車両等のスリップ事故の防止等）

エ 雪降し、除排雪による災害の防止

オ 火災・火傷の防止

カ 内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒の防止

キ 作業時の保温・体操の実施

(2) 労働災害防止団体・事業者団体等

ア 会員事業場に対し、本運動の周知啓発を行う。

イ 会員事業場の経営首脳者に対し、自ら率先して労働災害防止活動に努めるよう要請する。

ウ 会員事業場の実施事項について、必要な指導援助を行う。

エ 会員相互による安全パトロール、安全講習会等を実施する。

オ 各種講習や教育の場を活用し、本運動における労働者の役割等の周知を図る。